

質問2、再処理施設の安全（高レベル廃液が主）問題について本会河内・北本さん中心に質疑応答がなされました。報告書にコメントを加えたものをHPにアップしました。
<http://sanriku.my.coocan.jp/200110Q&A&C.pdf>

わかったこと（要点）は

1) 国：「高レベル廃液のガラス固化 技術的に概ね克服しているとする根拠は A, B 溶融炉の終了報告が出ているからである。」 規制庁は「『克服している』ことを確認する立場にない。」 規制庁が「(施設の)『使用前検査』で溶融炉の性能を確認してゆく。」

→ 過去の質問では「新基準の審査中であり報告書の扱いについては答えない」とする姿勢であったが、今回、報告書の審査をしないで使用前検査で済まそうとする姿勢がはっきりと出されてきた。

* 同じサイズの固化体 1 本あたりに閉じ込められたセシウム 137 の量を試算したところ、六ヶ所で製造されたものは英国の返還固化体の約 4 分の 1 というお粗末なものであった。(上記報告 URL 参照) 明らかにガラス固化は失敗しているにもかかわらず、終了報告書を審査せずに済まそうとしている。使用前検査は日本原燃の申請によるものを審査することになっており原燃が申請しなければそのままになってしまう。

2) 国：「高レベル廃液が事故により沸騰、蒸発乾固そして溶融揮発や爆発により大量の放射性物質を環境に放出する重大事故が起こった場合は、事業者日本原燃に一義的な責任がある。万策尽きた状態でも原燃に対策を求めている。」

→ 原子力規制委員会(事務局規制庁)は「国民の生命、健康、財産、環境の保全に資するため原子力利用における安全の確保を図ること」を任務に設置されたはず。事業者だけに責任をかぶせるこのような言い方は監督官庁として無責任ではないか。国民の生命、健康を守れない事業は認めるべきではないはずだ。

3) 国：(法に則り：蒸発乾固までについて)「重大事故の放射性物質の放出量評価を要求している。」

→ 重大事故(蒸発乾固後の溶融揮発、爆発)の最悪のシミュレーションはするともしないとも答えず。(行ったならあまりに悲惨な内容になり公開できないからであろう。)このような本当の事を知らせない姿勢が福島原発事故を招いた背景にある。原発事故の教訓を真摯に学び取り入れていない。

4) 国：「東海再処理工場(JAEA 日本原子力研究開発機構：事業主体)がすでに津波対策を提出して妥当性を確認している。」 → この回答では防潮堤対策が出されているように受け取れるが、JAEA 提出の津波対策には防潮堤が含まれていない、建物の防水や強化などによるものだけである。私達が直接 JAEA に東海第二原発のような 20m の防潮堤建設を申し入れなければ進まないようだ。国は監督機関として津波審査を厳重に行わず済ませ

ている。

5) 追加で福島みずほ議員が問い質した、蒸発乾固関連質問の文書回答の資料

(阿部知子議員事務所への回答)を見ると、例えば、放射性物質を含まない模擬廃液の熱的試験を行い「蒸発乾固の過程における爆発の可能性がない」との判断がなされるなど問題が多い。

→放射性核種を含む実廃液で熱的試験をしなければ意味がないはずだが、非放射性物質を使用し事業者にとり都合の良い結果となる実験を行い評価している。このような評価がさまざまところで行われている。

*詳しくは上記 URL を参照してください。上記疑問点について再度質問主意書で問いただして頂く予定であります。

2020.1.30 三陸の海を放射能から守る岩手の会 (永田)